

平成29年1月23日

各位

株式会社 みちのく銀行

むつ市との「認知症サポート事業所認定制度に関する協定」の締結について

みちのく銀行（頭取 高田 邦洋）は、むつ市（市長 宮下 宗一郎）との間で、正しく認知症を理解する事業所および事業所職員を支援し普及させ、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的として「認知症サポート事業所認定制度に関する協定」を締結いたしますのでお知らせいたします。

本協定により当行では、むつ市より「認知症サポート事業所認定制度」による認定を受けた事業所および事業所職員に対して、当行ローンの金利を優遇いたします。

当行では、地方創生の取組みの一環として、介護福祉分野においても平成28年5月に「認知症サポーター」を全営業店に配置するなど積極的に取り組んでまいりましたが、本協定を通じ、むつ市と当行はこれまで以上に連携し、むつ市の地方創生におけるさまざまな施策を具現化し、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

記

1. 協定内容について

1-1. 締結日

平成29年1月25日（水）

1-2. 締結内容

「認知症サポート事業所認定制度」の普及を目指すべく、認定事業所および事業所職員に対して当行ローンの金利優遇制度を設ける。

1-3. 優遇制度の内容

対象	ローン名称	金利優遇幅
認定事業所	<みちのく>地域活性化ローン 「ふるさと・いきいき」	当行所定の変動金利から最大で0.5%
認定事業所従業員	<みちのく>少額借換専用住宅ローン	0.2%
	<みちのく>リフォームローン	0.2%
	<みちのく>自動車ローン	0.2%
	<みちのく>教育ローン	0.2%
	<みちのく>フリーローン	0.5%

2. 締結式について

開催日時	平成29年1月25日(水) 11:30~12:00	
開催場所	むつ市役所 庁議室	
出席者	むつ市	市長 宮下 宗一郎
	みちのく銀行	頭取 高田 邦洋

以上